

昭和二十六年四月二日受領
答弁第七〇号

(質問の七〇)

内閣衆質第七〇号

昭和二十六年四月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員山口武秀君提出食糧確保臨時措置法を無視した供米割当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山口武秀君提出食糧確保臨時措置法を無視した供米割当に関する質問に対する答

弁書

供出割当が、食糧確保臨時措置法の定める所に基いて公平、且つ、正確に行われることについては、従来から充分指導しているところである。

例えば、生産者に対する割当の指示書を印刷配布して指示手続の適確を期し、市町村長より生産者別農業計画明細書の提出を求めて割当の明確を期している。又食糧事務所を通じて各町村ごとに毎旬事前割当の公表、指示手続の進捗状況について調査を行い、実態のは握に努めているのである。

しかしながら、御指摘の如き事例が事実であるとすれば、きわめて遺憾なことであり、政府としては今後ともかかる事例の発生なきよう指導に万全を期する所存である。

なお、御指摘の現地について速急に調査を行い、遺憾の点があれば具体的に善処するよう措置したいと考えている。

右答弁する。